事業者による合理的配慮の提供に係る説明会　実施要領

１　目　的

令和６年４月１日施行の障害者差別解消法の一部改正法及び京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の一部改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるため、行政説明や障害のある人を講師として事業者に求められる具体的な合理的配慮等について説明を行うことにより、その周知・啓発を図る。

２　日　時

令和６年２月28日（水）午後１時30分～３時

３　会　場

京都府立歴彩館　小ホール（定員100名、京都市左京区下鴨半木町１－２９）及びＺｏｏｍ

４　参加者

　 事業者（民間企業（京都市内を含む。）、社会福祉法人、特定非営利活動法人等）その他参加

希望者

　※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第 56

号）において「事業者」とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、反復継続して行

われる同種の行為を行う者を指し、社会福祉法人や特定非営利活動法人も含まれる。

５　内　容

（１）法改正、条例改正、事業者による合理的配慮の提供等について（行政説明）

障害者支援課地域支援・企画係　山本主幹兼係長

（２）障害のある人が求めている具体的な合理的配慮について

①障害特性の説明

②各講師の立場から「こういうことで困っています。」、「こんなときこんな対応をして

もらえると有り難いです。」という紹介（障害のある人が各立場から各場面で、事業者に対して合理的配慮として求めるものにはどのようなものがあるか等具体例を挙げて説明）

聴覚障害について　 田原　里絵（たはら　りえ）　氏

視覚障害について　 玉城　忍　（たまき　しのぶ）氏

知的障害について　 西口　知寛（にしぐち　ともひろ）氏

精神障害について　 白田　幸治（しらた　こうじ）氏